

○厚生労働省令第五百十三号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）第二条第二号イの規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十二月二十八日

厚生労働大臣 舛添 要一

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号イ中「三十一の項、三十三の項、三十四の項、三十七の項、三十九の項及び四十五の項から五十の項」を「三十二の項、三十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項」に改め、同号口中「三十の項」を「三十一の項」に改め、同項第四号口中「三十一の項、三十三の項、三十四の項、三十七の項、三十九の項及び四十五の項」を「三十二の項、三十四の項、

三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項」に改め、同号ハ中「三十の項」を「三十一の項」に改め、同号ニ中「四十四の項」を「四十五の項」に改める。

#### 附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。